韓国の障害者権利擁護の現状

障害者権益擁護研究所　虐待被害障害者支援センター

ソ・ドンウン　センター長

1. 韓国の法律で規定している障害者の権利救済と権利擁護

1)　障害者福祉法

 1981年に制定された「心身障害者福祉法」は1989年の全面改正によって「障害者福祉法」として法律の名称が変更され、1999年改正法第８条で障害者の侮辱および不当な営利行為の禁止条項が追加され、2011年の改正法では障害者の人権保護を強化する目的で障害者を利用して不当な営利行為を行った者への処罰、障害者対象の性犯罪の申告、性犯罪者の就労制限などを追加し、2012年改正では障害者虐待の定義、障害者虐待の申告義務と手続き、救急措置義務、虐待障害者の補助人の選任、虐待禁止行為に対する条項を追加して改正するなど障害者虐待に関してより明確な法的根拠を整えた。2015年改正法は特別に「障害者権益擁護機関」を2017年から中央と地域に設置するようにし、そこで虐待申告の受付や現場調査、救急措置、障害者虐待予防および被害障害者支援に関する業務を遂行するとしている。

2)　障害者差別禁止および権利救済などに関する法律

　障害者に対する差別的待遇を根絶させ、障害者の権益を確保する目的で2007年4月10日に制定された「障害者差別禁止および権利救済等に関する法律」の第３２条（いじめなどの禁止）によれば、障害特性によって暴力から自由になる権利、情緒的虐待、放任または遺棄、財政的虐待、性的虐待など差別行為に対する処罰規定を用いた。しかし、差別的虐待と関連して規制しているほかの詳細規定は明記されていない。

3)　性暴力防止および被害者保護などに関する法律

　1994年1月に制定された「性暴力犯罪の処罰および被害者保護等に関する法律」が2010年4月15日に「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」と「性暴力防止など被害者保護等に関する法律」に分かれてそれぞれ制定された。

　新しく制定された「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」は性暴力被害者保護と支援に対する国家および自治体の責務と性暴力被害者支援に対する法的規定を明記している。主な内容としては性暴力被害相談所の設置・運営規定、性暴力被害者に対する保護施設として性暴力被害者保護施設、一般保護施設、障害者保護施設、特別支援保護施設、自立支援共同生活施設、障害者自立支援共同生活施設などを明記して設置・運営に関する規定、性犯罪者に対する相談員資格に制限規定などがある。

4)　性暴力犯罪の処罰等に関する特例法

　この法律は性暴力犯罪の処罰およびその手続きに関する特例規定を明記し、主な内容としては１３歳未満の者および身体的または精神的障害がある者に対する性犯罪の時効適用排除規定、

被害者の障害程度によって専門家の診断および陳述内容に関する意見照会規定、陳述助力人の捜査過程および裁判過程への参加に関する規定、陳述助力人の要請、陳述助力人の義務に関する規定などがある。

5)　発達障害者の権利保障および支援に関する法律

　この法律は発達障害者の特殊生を反映して発達障害者のライフサイクル別特性に合う福祉ニーズの支援と権利擁護を目的とし、2014年5月20日に制定され、2015年11月21日から施行中である。

　この法律では発達障害者のニーズ把握のための福祉政策の設立のために３年ごとに実態調査を行うことを明記し、警察公務員の障害者認識教育の実行および捜査時の信頼関係者の出席など、刑事・司法手続き上の権利保障に関する規定、遺棄などに関する申告義務の規定、現場調査の規定、危機発達障害者のシェルターなど保護措置の規定、発達障害者支援センターの設置および役割、申告義務者に対する罰金の規定などを明記している。

6)　障害児童福祉支援法

　「障害児童福祉支援法」は障害児童などその家族に対する医療支援、発達リハビリサービス、保育支援、家族支援など福祉サービスの支援・提供のために2011年8月4日に制定された法律である。この法律の第４条（障害児童の権利）では障害児童の虐待に対する保護が必要であることが明記されたが、具体的なサービスのデリバリーシステムまでには提起していない。また第11条では障害児童の福祉支援実態調査を３年ごとに実行するように明記しているが、その内容をみてみると障害児童の障害類型別特性に関する事項、障害児に対する保育および教育の現状に関する事項、障害児福祉支援現状に関する事項、障害児の家族の養育負担に関する事項など障害児とその家族の福祉支援現状および福祉ニーズの把握に関する事項に触れているだけで、障害児虐待に関する実態調査および関連制度に関する法的規定は設けられていない。

7)　そのほか関連法律

　これらの法律以外にも障害者虐待に関連する法律としては「刑法」「家庭内暴力犯罪の処罰などに関する特例法（以下、家庭内暴力処罰法）」、「家庭内暴力防止および被害者保護等に関する法律（以下、家庭暴力防止法）」、「精神保健法」などがある。「刑法」では障害者に対する財産的詐欺の処罰規定、遺棄と虐待に関する処罰規定を明記し、「家庭内暴力処罰法」では申告義務および罰金規定、「家庭暴力防止法」では障害者保護施設の種類、保護施設の業務規定などを明記した。また、「精神保健法」では保護義務者に対する財産的利益などの権利保護義務および遺棄禁止規定、違反に対する罰則規定を明記した。

1. 障害者の人権相談および権利擁護機関

1)　障害者人権相談および差別救済関連機関および相談ホットラインの運営

⑴　公共機関・国家人権委員会１３３１相談ホットラインの運営

　国家人権委員会は「国家人権委員会法」に依拠し、人権状況に関する実態調査と人権関連法令・制度・政策・慣行に対する勧告および意見表明、国際人権条約の国内履行の促進のための勧告および意見表明などの業務を随行している。とくに国家人権委員会の人権相談センターでは障害者人権侵害ケースに対する受付、調査、勧告などの業務を担当している。しかし国家人権委員会で実行している相談は多様な対象に対する包括的な人権相談を扱っているため、障害者虐待の全般的な内容を含んでいないため、障害者虐待ケースは早急に解決すべき問題であるにもかかわらず、人権委員会の業務手続き上、早期から緊急に調査ができない構造となっている。

⑵　民間委託機関—障害者人権侵害予防センターと地域障害者人権センター

　保健福祉部では2010年より障害者人権侵害予防センターを委託運営している。2010年には（社）障害者権益問題研究所が委託を受けて運営し、2011-2012年までは韓国障害者団体総連合会で委託運営され、2013年より現在までは（社）障害者権益問題研究所が委託・運営している。（社）障害者権益問題研究所は本部および各支部に人権センターを設け、2000年より1577-5364人権相談ホットラインを設置・運営している。そのため、現在の障害者人権侵害予防センターの相談ホットラインは1577-5364である。

　また、ソウル、京畿、仁川、全南、光州、大田などの各広域市と道は障害者人権に関する条例を制定し、それに基づいて設置された障害者人権センターを障害者団体に委託・運営している。障害者人権センターでは障害者虐待の事例など人権侵害の事例が受け付けられたときには、該当事例に関する調査を実行した後、相談カンファレンスを通じた仲介および調整、国家人権委員会への陳情、法律諮問および訴訟の支援など個別事例に適合する支援サービスを提供している。しかし、障害者人権センターの法的根拠の不備、予算不足などによる人員不足、被害者支援制度の不備などによって虐待事件の処理に苦労している。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機関名（事業名） | 開所日 | 職員1) | 支援区分 | 委託期間 | 遂行先 | 条例 |
| 保健福祉部障害者人権侵害予防センター | 2010.03 | 3 | 公募委託 | 2年 | 障害者権益問題研究所 | ○ |
| ソウル市障害者人権センター | 2014.02 | 4 | 公募委託 | 3年 | 障害者権益問題研究所 | ○ |
| 京畿道障害者人権センター | 2013.11 | 6 | 公募委託 | 3年 | 障害者権益問題研究所 | ○ |
| 全南障害者人権センター | 2006 | 3 | 公募委託 | 3年 | 障害者権益問題研究所 | ○ |
| 大田市障害者人権センター | 2013.11 | 1 | 団体支援金 | 1年 | 障害者権益問題研究所 | ○ |
| 光州市障害者人権センター | 2008 | 5 | 団体支援金 | 1年 | 障害者権益問題研究所 | ○ |
| 慶南障害者権利救済支援センター | 2009.4 | 3 | 団体支援金 | 1年 | 韓国障害者団体総連盟 | × |
| 慶南障害者差別相談ネットワーク | 2011 | 3 | 団体支援金 | 1年 | 障害者差別相談ネットワーク | × |
| 釜山市人権支援事業 | - | - | 民間委託金 | 1年 | 障害者権益問題研究所 | ○ |
| 蔚山広域市蔚山北区障害者人権センター | 2013.1 | 3 | 公募委託 | 3年 | 蔚山障害者人権フォーラム | ○ |
| 京畿道城南市障害者権利増進センター | 2012.07 | 7 | 公募委託 | 3年 | 盆唐ウリ福祉財団 | ○ |
| 京畿道久里市障害者人権相談センター | 2012.09 | - | - | - | - | × |

⑶　民間機関——障害者差別相談ホットライン　1577-1330運営

 1577-1330 差別相談ホットラインは障害者差別禁止推進連帯が運営するサービスとして「障害者差別禁止および権利救済等に関する法律」にもとづいた障害者の差別相談、法律支援等の活動をしている。この相談ホットラインは現在、障害者差別禁止推進連帯の参加団体を中心に全国で相談センターを設置し、電話およびオンライン相談を運営している。

2)　障害者の性暴力相談所および保護施設の運営

⑴　障害者性暴力相談所

 国家または自治体は「性暴力被害防止および被害者保護等に関する法律」に依拠し、性暴力被害相談所を設置・運営し、現在全国で障害者性暴力相談所は24カ所、家庭内暴力相談所は２カ所設置されている。しかし、その多くは大都市に設置されているため、中小都市や離島などで発生する性暴力被害に対する支援が円滑ではないなど、地域別サービス格差が著しく現れている。

⑵　障害者性暴力被害者の保護施設

　「性暴力防止および被害者保護等に関する法律」第12条第3項によれば、性暴力被害者が利用できる次のような保護施設が明記されている。

①　一般保護施設：被害者に保護および宿食の提供、心理的安定と社会適応のための相談・治療、自立・リハビリ教育と就労情報を提供する施設

②　障害者保護施設：「障害者差別禁止および権利救済等に関する法律」第２条第２項にもとづいた障害者である被害者に保護・宿食の提供、心理的安定と社会適応のための相談・治療、自立・リハビリ教育と就労情報を提供する施設

③　特別支援保護施設：「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第５条による親族などによる強姦などの被害者である１９歳未満の被害者に保護・宿食の提供、心理的安定と社会適応のための相談・治療、自立・リハビリ教育と就労情報を提供する施設

④　自立支援共同生活施設：第１号から第３号までの保護施設を退所した人に自立・リハビリ教育と就労情報を提供する施設

⑤　障害者自立支援共同生活施設：第２号の保護施設を退所した人に自立・リハビリ教育と就労情報を提供する施設

3)　障害者権益擁護機関（2017年施行予定）

　「障害者福祉法」の改正により2017年から導入予定の障害者権益擁護機関は「児童福祉法」上の児童保護専門機関と「老人福祉法」上の老人保護専門機関に対応した障害者虐待専門機関である。障害者権益擁護機関は中央と地域にそれぞれ設置され、虐待予防業務と申告受付、現場調査など救急保護業務を行う。とくに障害者虐待が終了してからも事後管理および相談、教育および医療・心理的治療等の支援を実施するように規定している。しかし、現在の障害者福祉法は規定が極めて単純であり、他領域に比べて役割が制限されている。被害者支援に関しても宣言的規定が含まれているだけで、具体的な内容はない。今後、法律の改正と施行令の制定によって解決すべき事項や正しい方向を設定することが大事だと思われる。

　保健福祉部は虐待被害障害者のシェルター不在に関する持続的な問題提起によって現在人権侵害被害障害者のシェルター４カ所を障害者居住施設のなかで指定してモデル運営しており、これからも徐々に拡大していく予定である。いまだにシェルターの具体的な役割とイメージ像は確立されていない状態で、居住施設の役割を超えた被害者支援の役割を担当できるためのさらなる努力が求められる。

1. 虐待被害障害者支援センター＜Center for Abuse Victims with Disabilities＞

1)　虐待被害障害者の特殊性・状況に合わせた特別支援システムの必要性

　障害をもつ虐待の被害者はその障害を考慮した様々な特別な支援が必要であり、障害について良く理解している擁護人の存在が必須である。既存の被害者支援のための公的資源や社会福祉資源があるにしても、それを自ら見つけ出して提供を受けることが困難な場合が多いため、様々な資源を珠をつなげるように連携させてくれる擁護人の役割が重要である。とくに虐待の被害者は捜査と裁判手続きの支援を含めた損害倍賞と安全のための法的措置などいろいろな法律的支援が必要だが、既存の司法システム内では障害者がこのような法律的支援を受けることは難しい。また心理治療、医療的支援、各種福祉サービス連携は障害を十分に考慮して提供されなければならない。何よりも一時的な金銭的支援だけではそれぞれが持っている環境的制約と社会的差別が解消されない限り、虐待は繰り返されるだけで問題は解決されない。

　今まで持続的に障害者虐待事件が発生したが、加害者の反人格と反社会性がマスコミのゴシップとして束の間の怒りを呼び起こすにとどまり、障害者本人と現在置かれている状況、その人が受けた心理的・身体的・物質的被害については関心を置いていなかった。虐待被害障害者支援センターはこのようないろんな状況を反映して、今までの制度的空白を補完し、障害者個人に合わせた権利回復と社会統合に向けた新しいモデルを提示しようとしている。

2)　支援対象

⑴　障害者

　2014年の「塩田奴隷事件」の場合、障害者人権侵害予防センターが把握した被害者６３名のうち１６名（25.5%）が登録された障害者で、３１名（49.2%）は登録されていない障害者で、これは虐待の被害者がそのぐらい基本的な福祉体系から疎外されていたことを意味する。支援対象の障害者を障害者福祉法で登録された障害者に限定した場合、登録していない障害者が支援を受けることができず、障害者登録手続きをふむとしても手続きに費やされる相当な期間は必要な支援を適時に受けることができない。そのため、センターの支援対象障害者は未登録障害者を含むべきであり、今後円滑な社会サービスの連携のためには登録手続きの支援が求められる。

　センターの支援対象の障害者としては次のような点が考慮される。

* 医学的基準のみではなく被害者を囲む環境と被害者の虐待経験、それによる影響などを総合的に考慮する。
* 支援対象の障害者有無は多様な根拠から確認できる。（例：診断書、心理評価書、医療記録、相談日誌・観察日誌など障害状態がわかる文書、隣人の証言、当事者の陳述など）
* 上記の根拠を土台に「被害者支援諮問委員会議」を通じて支援有無を決定する。
* それによって登録されていない障害者もセンターの支援対象に含められる
* 今後、社会福祉サービスの連携のために未登録障害者は障害登録を勧めるが、当事者の意思を重視する。

⑵　障害者虐待の被害者

　センターの支援対象障害者は「虐待の被害者」であり、ここでの「虐待」で優先的に考慮されるべきものは「障害者福祉法」上の障害者虐待である。

◇　障害者虐待（障害者福祉法第３条）

|  |
| --- |
| 2.　障害者に対する身体的・精神的・言語的・性的暴力3.　過酷な行為4.　経済的搾取5.　遺棄または放任 |

「障害者福祉法」は禁止された障害者虐待の類型を次のように列挙している。

◇　禁止行為（障害者福祉法第５９条の７）

|  |
| --- |
| 1. 障害者に性的羞恥心を与えるセクシュアル・ハラスメントや性暴力等の行為
2. 障害者の身体に暴力を加えるか障害を与える行為
3. 自身の保護・監督を受ける障害者を遺棄するなど衣食住を含めた基本的保護・治療をおろそかにする放任行為
4. 障害者に物乞いをさせるなど障害者を利用する行為
5. 障害者を逮捕・監禁させる行為
6. 障害者の精神的健康および発達に害を与える情緒的虐待行為
7. 障害者のために贈与・給付された金品をその目的以外の用途に使う行為
8. 公衆の娯楽や興行のために障害者の健康または安全に危険な曲芸をさせる行為
 |

　しかし、センターの支援対象である虐待被害障害者は加害者が必ず障害者福祉法上の障害者虐待で処罰されることを要せず、そのほか考慮されるべき障害者対象犯罪は以下である。

「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第２条による性暴力犯罪

「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」第２条第４号の児童虐待犯罪

「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第２条第３号による家庭内暴力犯罪

そのほか、刑法など刑事特別法上の犯罪として障害を原因として発生しているが、障害によって重大な結果を招いた場合。

　センターは虐待事件が通報され、調査および現場介入をする一次的対応機関ではない虐待事件の被害者を支援する二次的支援機関である。原則的にはセンターは捜査機関、障害者人権センターなどの依頼を受け、被害者を支援し、支援対象である障害者虐待事件の被害者有無は一次的対応機関の判断を反映することができる。機関依頼ではなく虐待被害障害者が直接に支援を申請する場合、虐待被害者有無に関する別途の判断が求められる。

　センターの支援対象被害者は必ず加害者が捜査中であるか刑事処分を受けていることを要しない。たとえば、被害者が加害者に対する処罰を望まず事件化されなかった場合、障害者虐待であることが明らかだが証拠の不十分で不起訴となった場合も、支援の必要性によって諮問委員の諮問および内部判断を経て支援することができる。

⑶　虐待被害障害者の家族

　虐待被害障害者を支援するにあたって、その家族を支援対象として含めることができる。家族もまた虐待の関節的な被害者とみなすことができ、家族に対する支援は被害者の回復にも重要な影響を与えうるからである。「犯罪被害者保護法」上の「犯罪被害者」には他人の犯罪行為によって被害を受けた人の配偶者（事実婚関係を含む）、直系の親族および兄弟姉妹を含め（同法第３条第１項）、「障害者福祉法」でも障害者権益擁護機関が虐待被害障害者の家族に対する相談、教育など医療的・心理的治療などの支援を実施することが規定されている（第５９条の９第２項第２号および第５９条の１０第２項）。

　その一方で、家庭内で発生した虐待事件として家族による虐待の程度が酷くない場合、加害者の処罰と被害者の分離より家庭と被害者の保護のために元の家庭を維持することが望ましい場合がある。その場合、虐待者である家族に対する相談・矯正および家族全体を対象にした集団相談を提供する必要がある。「家庭暴力処罰法」と「児童虐待処罰法」でも暴力または虐待を与える者に対する相談、治療、矯正のための教育などを提供できるように規定している（家庭内暴力処罰法第９条の２、第４０条、児童虐待処罰法第１９条、第３６条等）。

　しかしながら虐待被害障害者の家族への支援は虐待被害障害者の当事者に対する支援に比べて付随的、補充的に行われるしかなく、とくに障害のない被害者の家族と虐待行為者の家族の場合、犯罪被害者支援センター、スマイルセンターおよび家庭内暴力相談所、性暴力相談所などを通じてまず支援を受けることが好ましい。虐待被害障害者支援センターで被害障害者の家族を支援する場合に考慮すべき点は以下である。

* 被害障害者の家族にも障害がある場合
* 被害障害者を含む集団相談が必要な場合
* 家庭内虐待が重大ではなかった場合、虐待行為者の素行矯正と相談を通じて家庭を維持・保護したほうが望ましい場合
* 被害障害者に未成年または障害をもつ子どもがいる場合
* 虐待行為者から逃れて家族みんなで生活している場合
* そのほか、家族支援を通じて被害障害者の被害回復と安全に役立つ場合

　家族支援の項目としては相談および心理的支援を優先的に考慮でき、危機居住ホーム（シェルター）およびその他居住支援の場合にも虐待被害障害者に未成年または障害をもつ家族がいる場合には一緒に入所・支援ができるようにすべきである。

3)　支援方法

⑴　支援目標

　虐待被害障害者の支援の究極的な目標は被害障害者の被害の回復と地域社会での定着である。虐待による身体的・精神的後遺症を癒し、安定的で安全な暮らしができるように支援し、虐待によって失われた権利の回復と力量強化など地域社会に定着できる環境をつくり、究極的には自立生活を達成できるようにしなければならない。

＜図＞　虐待被害障害者支援の目標

⑵　支援方法

　被害者へ支援を提供するにあたって、虐待要因を除去または減らし、当事者のみならず家族とその周辺を考慮した当面課題（短期目標）、中長期課題（中長期目標）を立てなければならない。また、設定された目標のうち、優先順位を決定し、具体的な支援項目別に誰が、何を、いつ、どのようにするのか目標と方法を記録しなければならない。

⑶　支援するときの考慮事項

①　被害者が置かれている様々な環境を考慮すること

　障害が損傷と社会環境との相互作用であるように、虐待もまた障害者をめぐる環境との相互作用であることを理解し、周辺環境と家族状況、被害者の個人的嗜好、人生を総合的に考慮しなければならない。

②　サービス中心ではなく人間中心の支援

　被害者を支援する際にサービスの提供を目標にするのみならず、被害者の回復と自立という長期的目標を持つべきである。

③　当事者のニーズと選択を重視すること

　当事者の意思に反する、または関係なく支援を提供すること、とくに身上に関する重要な内容を決定することは違う虐待になりうることを入念し、被害者の意思に基づいて支援が提供されなければならない。

④　被害者の心理状態を考慮すること

　虐待による精神的・情緒的トラウマと長期的虐待による意欲喪失、消極的態度を考慮すべきであり、十分な時間をかけて親密感を形成しなければならない。

⑤　被害者の障害状態を反映すること

　被害者がもつ障害とそれに伴う苦労を十分に考慮すべきであり、障害が虐待に与える影響と支援を提供する際に考慮すべき点を事前に把握すべきである。施設の整備など障害を考慮してアクセシビリティを完備しなければならない。

4)　虐待被害障害者支援センターの組織構成および運営

⑴　中央および地域虐待障害者支援センター

〈図〉　虐待被害障害者支援組織図



 児童虐待の対応機関である児童保護専門機関の場合、中央児童保護専門機関１カ所と地域児童保護専門機関５５カ所が設置されており（2016年現在）、ソウル８カ所、京畿道１１カ所など人口分布を鑑み、地域別に格差がある。老人保護専門機関の場合、中央老人保護専門機関１カ所と地域老人保護専門機関２９カ所が設立されている。中央の場合、通報受付または現場調査は実施せず、政策開発、研究、協力体系の構築、電子管理などの業務を担当する。性暴力・家庭内暴力相談所とスマイルセンター、犯罪被害者支援センターは中央と地域に分離せず、それぞれ被害者支援業務を行っている。虐待被害障害者支援センターは中央と地域で区分した場合、次のような業務を考慮することができる。

■　中央虐待被害障害者支援センター

|  |
| --- |
| ○　障害者虐待システム・情報管理○　地域虐待被害障害者支援センターの業務支援○　中央および地域虐待被害障害者支援センターの従事者への職務教育○　虐待被害障害者支援のためのプログラム開発・評価○　広報事業○　効果的な虐待被害障害者支援のための協力体系構築・連携○　虐待被害障害者支援に関する研究○　セミナーおよびフォーラムの開催○　国内外連帯活動 |

■　地域虐待被害障害者支援センター

|  |
| --- |
| ○　障害者虐待事例の受付○　障害者虐待に関する情報提供○　地域内障害者虐待の現状・統計の管理○　事例判定委員会の運営○　虐待被害障害者の直接支援（詳細項目は後述）○　危機居住ホームの設置・運営○　虐待被害障害者の事後管理・モニタリング |

⑵　虐待被害障害者支援センター支援手順図



⑶　虐待被害障害者の支援内容

|  |  |
| --- | --- |
| **支援項目** | **支援内容** |
| 緊急支援 | 緊急住居支援 |
| 緊急医療支援 |
| 緊急生活費支援 |
| 障害診断費支援 |
| 住居支援 | 危機居住ホームを通じた支援 |
| 居住施設またはシェルター連携 |
| 短期家賃支援 |
| 賃貸住宅などの申請支援 |
| 住居安全支援 |
| 医療支援 | 医療機関への同行 |
| 医療費支給 |
| 心理的支援 | 心理診断 |
| 心理相談・治療 |
| 司法手続き支援 | 刑事手続き支援 |
| 民事手続き支援 |
| 定着支援 | 自立定着金支援 |
| 自立生活支援金支援 |
| 自立能力強化教育 |
| 就労支援 |
| 福祉サービス連携 | 社会福祉サービス連携 |
| （公共）後見支援連携 |

＜参考資料＞

国家人権委員会、2007、障害者権利協約解説集、国家人権委員会。

キム・ミンオクほか、2015、配分議題成果指標開発研究：虐待と差別のない社会、社会福祉共同募金会。

キム・ヨンドクほか、2016、虐待被害障害者支援体系基盤研究、障害者権益問題研究所。

ソ・ドンミョンほか、2013、障害者権益擁護相談活動に対する分析・体系構築、障害者権益問題研究所。

イ・ドンソクほか、2014、障害と虐待、障害者権益問題研究所。

2013・2014年障害者人権侵害予防センター相談事例分析報告会資料集

2016年障害者虐待と人権侵害予防のための実践研究大会資料集、障害者権益問題研究所。